

(別紙)

特別支援金融機関における「管理会計上の勘定分離」に係る標準的な手法について

総論

1. はじめに

「金融再生プログラム」によれば、「特別支援を受けることとなった金融機関(「特別支援金融機関」)においては、「新勘定」と「再生勘定」に管理会計上分離し、適切に管理する」とされており、今般、その具体的な仕組みを検討の上、標準的な手法として提示するものである。

なお、本稿の性格上、今後の更なる議論・検討の中で、より合理的な手法等がある場合には、変更・追加等を行っていく予定である。

2. 基本的な考え方

特別支援金融機関において採用されるべき「管理会計上の勘定分離」の仕組みを検討するにあたり、その前提となる基本的な考え方は、以下のとおりである。

(1)前提となる経営管理形態

管理会計の手法は、本来、経営者の考え方に基づき、個々の金融機関の経営管理形態によって異なるものであり、例えば、本支店別、部門別、あるいはホールセールとリテール別に内部管理を行うといったように様々な方法が存在するのが現状である。しかしながら、今後、本勘定分離が適用されることとなる「特別支援金融機関」については、現段階でその具体的な経営管理形態を予め予想することは困難であることから、本稿においては、原則あらゆる経営管理形態に対応可能となることを念頭に、一般的に考えられる標準的な手法を検討することとした。

(2)新勘定と再生勘定

勘定分離の目的

管理会計上勘定を分離する目的は、特別支援後の経営体制(新経営体制)とそれまでの経営体制(旧経営体制)の責任の明確化、特に、新経営体制による経営の成果を的確に把握するとともに、貸出債権等の適切な管理を通じて特別支援金融機関の経営の再生を図ることにある。このような観点から、特別支援を受ける原因にもなった不良債権等の資産に対応する部分を「再生勘定」、その他の部分を「新勘定」に、管理会計上分離するものである。

各勘定に対する新経営体制の責任

特別支援金融機関の経営責任は、全て新経営体制が負うこととなるが、各勘定に対する責任としては、「再生勘定」においては、不良債権の早期処理等の観点から、各資産について適切な管理を行い、また、「新勘定」においては、他の金融機関と同じく適正な収益の確保等の経営責任を果たすことが求められる。

具体的には、次のような観点から、各勘定における新経営体制の責任をチェックしていくことになる。

- ・ 再生勘定：新経営体制は、不良債権等について「適切な管理」をしているか。
例えば、不良債権の早期処理等の観点から、「個々の資産や債務者に対する対処方針等を早期に決定し、正常債権化することも含め、的確に管理・処分しているか」等。
- ・ 新勘定：新経営体制は、「適正な収益」をあげているか。例えば、単なる黒字の確保ではなく、「調達コストや信用コスト及び資本コスト等も加味した上で、適正な収益を確保しているか」等。

各勘定に計上される資産等

(a)再生勘定

再生勘定には、特別支援を受ける原因となった不良債権等の資産が計上される。

具体的には、「要管理先以下に対する貸出債権」がメインになるが、その他にも、新経営体制が継続して保有していく意思のない有価証券や不動産等の資産も対象となる。

損益項目としては、これらの資産の管理・処分等に関連する収益費用が計上される。

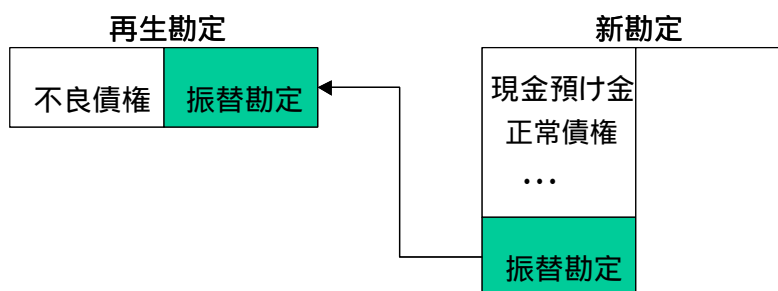
(b)新勘定

新勘定には、再生勘定に計上された資産を除き、全ての資産・負債・資本が計上される。具体的には、現金預け金、正常債権、事業用不動産（店舗等）といった資産は全て対象となる。

損益項目としては、これらの資産・負債・資本を稼働させて獲得される収益及びそのために通常必要とされる費用等が計上される。

なお、対外的に発生する費用等の支払は全て新勘定から行い、そのうち再生勘定に係る費用については新勘定から再生勘定へ付替の形で経理処理を行う。

(イメージ図)



3. 基本的な手続きの流れ

デューデリジェンスの実施

旧経営体制と新経営体制の責任を明確に区分するため、勘定分離を行う前段階として、新経営体制によるデューデリジェンスを実施する。

デューデリジェンスを実施後の勘定分離

デューデリジェンスの結果を踏まえ、上記考え方にそって新勘定と再生勘定に管理会計上分離し、それぞれ管理運営していく。

勘定分離の終結

再生期間（例えば、3～5年）の終了後は、勘定分離を終結する。

各論

以下、各論として、資産の計上及び収益費用の配分についての「標準的な手法」を提示する。なお、経営管理形態等の各金融機関の実情により、事務処理上の技術的制約や事務量等からやむを得ない場合等においては、他のより合理的な方法等によることを否定するものではない。

1. デューデリジェンスの結果を受けた各勘定への資産の計上方法

特別支援を受けることとなった金融機関においては、勘定分離の前段階として新経営体制によるデューデリジェンスを実施することになるが、その結果を受けた各勘定への資産の計上は、主に次のような方法によるものとする。

なお、デューデリジェンスの公正性を確保するため必要がある場合には、新経営体制による資産評価等が適切に行われているかどうかについて、監査法人等の第三者機関の意見等を求めることとする。

(1) 貸出債権

銀行等金融機関は、貸出債権の自己査定基準に沿って保有する貸出債権を分類し、回収可能性に応じた貸倒引当金を設定することが要請されていることから、勘定分離にあたっては、新経営体制は銀行全体の貸出債権について新経営体制となる時点で自己査定を実施し、その結果に基づいて適正な貸倒引当金を設定することとなる。

(2) 有価証券

新勘定における計上額

有価証券の評価方法については、「金融商品に係る会計基準」に基づくものとする。すなわち、有価証券を保有目的等の観点から、1) 売買目的有価証券、2) 満期保有目的の債券、3) 子会社株式及び関連会社株式、4) その他有価証券に区分し、新勘定においては、それぞれの区分に応じて以下のように貸借対照表価額を決定することとなる。

1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券のことをいい、勘定分離時における時価をもって貸借対照表価額とする。

2) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券とは、満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券のことをいい、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、勘定分離時における償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

3) 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

4) その他有価証券

その他有価証券とは、上記1)～3)のいずれにも属さない有価証券のことをいう。これらに関しては、勘定分離時における時価をもって貸借対照表価額とする。

5) 市場価格のない有価証券の取扱い

市場価格のない有価証券の貸借対照表価額は、それぞれ次の方法による。

- ・ 社債その他の債券の貸借対照表価額は、貸出債権の貸借対照表価額に準ずる。
- ・ 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

6) 有価証券の保有目的区分の変更

特別支援金融機関の経営の引継ぎにあたり、新経営体制は有価証券の保有目的の見直しを行う場合が考えられる。保有目的区分の変更を行う場合の会計処理は、金融商品会計基準及び金融商品会計に関する実務指針による。

再生勘定における計上額

新勘定に引き継がれなかった有価証券については、勘定分離時点の帳簿価額で再生勘定に計上する。また、新勘定に引き継がれた有価証券について、新勘定に時価で計上した場合は、勘定分離時点における帳簿価額と時価との差額を再生勘定に計上する。

(3)不動産

新勘定における計上額

不動産の評価方法については、原則として、勘定分離時における時価に基づくものとする。具体的には、不動産鑑定士による鑑定評価額、直近の路線価や公示価格等に基づく評価が考えられる。ただし、減損のおそれがない場合等については、勘定分離時点の帳簿価額で計上することもできる。

再生勘定における計上額

新勘定に引き継がれなかった不動産については、勘定分離時点の帳簿価額で再生勘定に計上する。また、新勘定に引き継がれた不動産について、新勘定に時価で計上した場合は、勘定分離時点における帳簿価額と時価との差額を再生勘定に計上する。

(4)デューデリジェンスによる評価額が、財務会計上の帳簿価額と異なることとなった場合の留意点

デューデリジェンスの結果、含み損を抱えている等の事情により、新経営体制として継続的に保有していく意思のない有価証券や不動産は、原則としては、勘定分離時点における財務会計上の帳簿価額をもって再生勘定に計上されることになる。

しかしながら、上記の計上方法をとると、例えば、「含み損を抱えているが現に使用している営業店舗」のように、今後も継続して保有していく予定であり新勘定に計上すべき資産については、「デューデリジェンスによる評価額」のみを新勘定に計上し、「財務会計上の帳簿価額」と「デューデリジェンスによる評価額」の差額部分については再生勘定に「新勘定に係る評価差額」等として計上することとなる。

このような処理を行う場合には、次の点に留意し、必要に応じ他の簡便な方法等をとることもできる。

- ・ 一の資産の帳簿価額が、新勘定と再生勘定の双方に跨いで計上されることになり、事務処理が煩雑になる。
- ・ 再生勘定においては、新勘定に係る「差額相当部分」が新たに加わることとなり、将来、新勘定に区分された資産が減損した場合等の新経営体制の責任を明確化する上では有益であるが、他方、再生勘定の性格が複雑になる。

2. 収益費用の配分

(1) 収益費用の認識・測定基準

新勘定及び再生勘定における収益費用の認識・測定基準は、原則として一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠することとする。

(2) 費用の配賦方法

費用の発生は、原則として、まず新勘定において把握されるものとする。その後、当該費用のうち、再生勘定の負担に帰すべき金額について、再生勘定に付け替える処理を行う。この際、付け替えるべき金額は、主に次のような方法で把握する。

まず、費用の発生時点で、明確に新勘定及び再生勘定に区別して把握できるものに関しては、それを区分して把握し、それぞれの勘定に負担させるべき金額として集計する。

次に、新勘定及び再生勘定に区別して把握できない費用については、以下の方法等の適切な方法により、新勘定負担分と再生勘定負担分に区分する。

なお、配賦の具体的な計算方法の検討にあたっては、それぞれの特別支援金融機関の実情に合わせ、精度やコストを勘案し、適切な方法を選択する必要がある。

1) 費目別に配賦する方法

発生費用を費目別に把握し（例えば給与手当、給水光熱費等）、費目ごとに、その費目の特性によって設定した適切な配賦基準を用いて新勘定及び再生勘定に配賦する。さらに、例えば審査部の給与手当、システム部の給与手当といったように費目をさらに細分化して、その細分化した費目ごとに適切な配賦基準を設定して配賦計算を行うこともできる。

2) 部門別に配賦する方法

発生費用をまず費用別に把握した後、部門等の集計単位で集計する。部門に集計された費用を、部門ごとに部門の特性によって設定した適切な配賦基準を用いて新勘定及び再生勘定に配賦する。また、簡略的な方法として、発生費用を費目別に把握せずに、部門等の単位別に直接集計し、配賦を行う方法もある。

3) ABC (Activity Based Costing) による方法

営業店や本店の特定部店ですでに ABC を実施している場合は、その結果を利用することができる。しかし、ABC を実施していない部店の費用は上記のいずれかの方法により配賦を行うこととする。

(3) 調達コストの配賦

特別支援となった金融機関は、全体として調達コストを負担しているが、勘定分離に伴って新勘定及び再生勘定はそれぞれ別々に資産を抱えることになっているため、当該調達コストは、新勘定及び再生勘定のそれぞれにおいて保有する資産残高に応じて負担させる必要がある。

他方、負債・資本項目は全て新勘定に計上されており、調達コストの発生額は、全額がまず新勘定に計上されることから、このうち再生勘定の負担とすべき金額を再生勘定に付替える処理をする。その際、付け替えるべき金額については、以下の方法等の適切な計算方法による。

1) 実績に基づく方法（資産額で按分）

新勘定で実際に計上された調達コストの金額を、新勘定の総資産額から振替勘定の金額を控除した金額と、再生勘定の総資産額との比率で新勘定分と再生勘定分に按分し、再生勘定に対応する金額を、振替勘定を通して再生勘定に付け替える。この計算において、総資産額及び振替勘定の金額は、計測可能であれば調達コストの付け替えを行う期間の平均残高を適用すること等の工夫も考えられる。

2) 市場金利に基づく方法

新勘定で実際に計上された調達コストの金額にかかわらず、市場金利に基づく金額を再生勘定に付け替える方法である。市場金利を基準とする利率を再生勘定の総資産額に適用して計算された金額を、振替勘定を通じて新勘定から再生勘定に配分する。この際、利率決定の基準となる期間については、当初予定されている特別支援の期間とする方法が考えられる。また、特別支援の期間中に再生勘定残高が増加するような場合には、当該増加部分に適用する利率の決定は、その時点での再生勘定の残存期間を基準とすることもできると考えられる。

(4) 繰延税金資産の処理

繰延税金資産の処理については、原則として、「税金費用は新勘定と再生勘定にそれぞれ区分して計上するが、繰延税金資産はすべて新勘定に計上する方法」によるものとする。この方法によれば、勘定処理をあまり複雑にせず、新勘定の税引後利益が意味のある金額となる利点がある。

なお、上記の方法以外にも、次のような観点からの取扱いの差異により、3つの方法が考えられるが、それぞれ欠点を抱えている。

- 税金費用を、課税所得・一時差異の発生した勘定に対応して、新勘定と再生勘定にそれぞれ区分して計上するか否か
- 繰延税金資産を、繰延税金資産計上の原因となった一時差異の発生した勘定に対応して、新勘定と再生勘定にそれぞれ区分して計上するか否か

(その他の方法)

1) 第1手法

税金費用は新勘定と再生勘定にそれぞれ区分して計上し、かつ繰延税金資産は新勘定と再生勘定に区分して計上する方法。ただし、この方法は分離後の勘定処理が非常に煩雑になるため、あまり実務的とは言えない。

2) 第2手法

税金費用はすべて新勘定にて処理するが、繰延税金資産は新勘定と再生勘定に区分して計上する方法。この方法によれば勘定処理はさほど複雑ではないが、新勘定の税引後利益にあまり意味のない金額が計上されるため有用とは言えない。

3) 第3手法

税金費用はすべて新勘定にて処理し、かつ繰延税金資産はすべて新勘定に計上する方法。この方法によれば勘定処理はさほど複雑ではないが、新勘定の税引後利益にあまり意味のない金額が計上されるため有用とは言えない。

(5) バルクセールの際の売却収入の配分

新勘定に計上された貸出債権と再生勘定に計上された貸出債権を一つのポートフォリオとして纏めて売却する、いわゆるバルクセールが行われた場合、売却収入の総額のうち、新勘定に対応する部分と再生勘定に対応する部分の区分が明確でない場合がありうる。このように一括して計上される売却収入を新勘定及び再生勘定に配分する方法としては以下のようなものがあり、それぞれの特別支援金融機関の実情に合わせて妥当な方法を選択する。

1) 売却直前の簿価を基準とする方法

バルクセールによる売却直前の簿価を基準に、売却収入を新勘定分と再生勘定分に配分する。この方法を採用した場合には、新勘定及び再生勘定で当該バルクセールに係る利益率（損失率）が同一となる。

2) 他社からの Bid を参照する方法

新勘定からの売却分及び再生勘定からの売却分について、それぞれ個別に他社から Bid を取得し、その比率を以って、売却収入を新勘定分と再生勘定分に配分する。

3) 勘定別の評価額を用いる方法

新勘定の売却分及び再生勘定の売却分を、売却時点でそれぞれ個別に評価した価額をもって配分を行う。評価の方法としては、キャッシュ・フローを基準とし、内部格付等による信用度を勘案して計算する方法が考えられる。

(6)再生勘定に係る資産に関し、追加融資をした場合の取扱い

再生勘定に計上される資産には、所有して正常債権化を図る予定のものも含まれ、これらの資産に関し、新経営体制の判断により追加的に融資を行う場合も考えられる。その場合の取扱いとしては、「新勘定から資金を拠出した後、振替勘定を通じて再生勘定に貸出債権を付け替える処理」を行うことにより、当該追加融資額を再生勘定に計上することも考えられる。

設例

以下、理解の参考として、費用配賦(2(2))及び繰延税金資産の処理(2(4))に係る典型的な処理例を掲載する。なお、配賦基準例等はいくまでも参考であり、具体的な適用にあたっては、精度やコストを勘案し、適切な方法を選択する必要がある。

1. 費用の配賦方法

(1) 費目別に配賦する方法

【手順 A】基本型

費目別に発生費用を把握

費目ごとに3種類(新勘定、再生勘定、共通費)に分ける

共通費を費目ごとに適切な配賦基準(人数等)で配賦

	新勘定	再生勘定	共通	配賦基準例	共通費の配賦		合計	
					新勘定	再生勘定	新勘定合計	再生勘定合計
(例) 給与手当	600	200	300	人数	$300 \times 80 / (80 + 40)$	$300 \times 40 / (80 + 40)$	800	300
	600	200	300	直接人件費	$300 \times 600 / (600 + 200)$	$300 \times 200 / (600 + 200)$	825	275
	600	200	300	債権残高or債権件数	$300 \times 215 / (215 + 85)$	$300 \times 85 / (215 + 85)$	815	285

(解説)上記表にあるように、「給与手当」という費目について、新勘定に600、再生勘定に200、共通項目に300と費用を分け、共通項目の300につき、人数や直接人件費等の基準をもとに配賦を行うもの。

【手順 B】また、費目を更に細分化し、下記のような方法をとることもできる。

- 部門別に発生費用を把握
- 部門ごとに配賦基準を設定
- 部門ごとに新勘定と再生勘定に配賦

	新勘定	再生勘定	共通	配賦基準例	共通費の配賦		合計	
					新勘定	再生勘定	新勘定合計	再生勘定合計
給与手当-審査部	600	400	200	審査件数	200*800件/ (800件+200件)	200*200件/ (800件+200件)	760	440
	600	400	200	直接人件費	200*600/ (600+400)	200*400/ (600+400)	720	480
	600	400	200	債権残高/債権件数	200*115件/ (115件+85件)	200*85件/ (115件+85件)	715	485
給与手当-システム部	500	300	100	CPU稼働時間	100*1200h/ (1200h+800h)	100*800h/ (1200h+800h)	560	340
	500	300	100	端末台数	100*85台/ (85台+15台)	100*15台/ (85台+15台)	585	315
	500	300	100	伝票枚数	100*1500枚/ (1500枚+500枚)	100*500枚/ (1500枚+500枚)	575	325

(解説) 上記表の場合は、「給与手当」という費目をさらに、「審査部」や「システム部」の部門等の単位で細分化し、共通項目として把握した金額(審査部なら200、システム部なら100)を審査件数やCPU稼働時間等の基準にて配賦を行う

(2) 部門別に配賦する方法

【手順 A】基本型

- 費目別に発生費用を把握し、部門等の集計単位で集計
- 部門ごとに細分化した費目ごとに3種類(新勘定、再生勘定、共通費)に分ける
- 部門ごとに配賦基準を設定
- 部門ごとの共通費を配賦

	新勘定	再生勘定	共通	配賦基準例	共通費の配賦		合計	
					新勘定	再生勘定	新勘定合計	再生勘定合計
審査部 給与手当	600	400	200					
給水光熱費	200	50	500					
審査部合計	800	450	700	審査件数	700*800件/ (800件+200件)	700*200件/ (800件+200件)	1360	590
				債権残高/債権件数	700*600件/ (600件+400件)	700*400件/ (600件+400件)	1220	730

(解説)上記表にあるように、(1)の例と違い、ここではまず部門等の集計単位で、給与手当や給水光熱費等の費用を把握する。これを集計単位ごとに費用額を合計し(例では新勘定 800、再生勘定 450、共通 700)、審査件数等の基準を用いて配賦を行う

【手順 B】簡略型

また、簡略的な方法として発生費用を費目別に把握せずに、部門等の単位別に直接集計し、配賦を行う方法もある。しかしながらこの方法は、かなり大まかな配賦となることに留意する。手順は以下のとおり

部門別に発生費用を把握
部門ごとに配賦基準を設定
部門ごとに新勘定と再生勘定に配賦

2.繰延税金資産の処理

< 設例 >

分離時、再生勘定における貸出債権の金額は1,000、貸倒引当金の金額は300 (全額有税償却)とする。実効税率は40%とする。

分離後貸出債権の全額を償却し、損失を計上する。この時点で全額税務上の損金に算入されるものとする。新勘定における税引前利益の金額を5,000とする。

< 原則的な処理方法 >

税金費用は新勘定と再生勘定にそれぞれ区分して計上するが、繰延税金資産はすべて新勘定に計上する。」

< 具体的な処理例 >

【分離時】分離時の貸借対照表は、次のとおり

再生勘定分離時貸借対照表			
貸出金	1,000	貸倒引当金	300
		振替勘定	700
	1,000		1,000

新勘定分離時貸借対照表			
振替勘定	700	XXX	820
繰延税金資産	120		
	820		820

(注)「×××」は、預金等の貸方科目。

【分離後】

再生勘定において貸出債権を全額償却した場合の仕訳は、次のとおり

再生勘定

(借方)貸出金償却	700	(貸方)貸出金	1,000
(借方)貸倒引当金	300		

新勘定において収益を計上した場合の仕訳は、次のとおり

新勘定

(借方) 現金預け金	5,000	(貸方) 収益	5,000
------------	-------	---------	-------

各勘定における税額計算時の仕訳は、次のとおり

再生勘定

(借方) 振替勘定	280	(貸方) 法人税等	280
-----------	-----	-----------	-----

新勘定

(借方) 法人税等	1,600	(貸方) 未払法人税等	1,600
(借方) 法人税等調整額	120	(貸方) 繰延税金資産	120
(借方) 法人税等	280	(貸方) 振替勘定	280

税額計算後の試算表は、次のようになる。

再生勘定税額計算後試算表

貸出金償却	700	法人税等	280
		振替勘定	420
	<u>700</u>		<u>700</u>

新勘定税額計算後試算表

現金 預け金	5,000	損益項目 (純額)	5,000
法人税等	1,880	未払法人税等	1,600
法人税等調整額	120	XXX	820
振替勘定	420		
	<u>7,420</u>		<u>7,420</u>

(注)「x x x」は、預金等の貸方科目。

以上